

静岡県告示第177号

競争入札に参加する者に必要な資格(昭和39年静岡県告示第220号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月14日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>○競争入札に参加する者に必要な資格 昭和39年4月1日 告示第220号</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理(以下「建設関連業務」という。)の委託、道路、河川等の維持管理に関する清掃、除草及び剪せん定業務(以下「土木施設維持管理業務」という。)の委託、物品の買入れ及び売払い(不用品の処分に限る。以下同じ。)、広告代理、イベント、車両運行管理、映画・ビデオ制作、運送、給食、総務事務及び工事に係るものを除く調査(以下「一般業務」という。)の委託、県営林生産素材の売払い並びに森林整備工事の請負、庁舎等の警備、清掃、廃棄物処理、設備保守管理及びねずみ・昆虫防除(以下「管理業務」という。)の委託に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。</p> <p>第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格 1～6 (略) (資格の有効期間) 7 4の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。 (1) 定期の資格審査の場合 <u>8に規定する通知で知事が定める日</u> (2) (1)以外の資格審査の場合 <u>当該資格が認定された日の翌日</u> (通知) 8 知事は、資格を認定したときは、<u>その旨を申請者に通知するものとする。</u> 9 (略) (資格審査の特例) 10 再審査申請書等を提出した者の資格の認定及び格付、<u>資格の有効期間及び認定の通知</u>については、<u>4、5、7及び8の規定を準用す</u></p>	<p>○競争入札に参加する者に必要な資格 昭和39年4月1日 告示第220号</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理(以下「建設関連業務」という。)の委託、道路、河川等の維持管理に関する清掃、除草及び剪定業務(以下「土木施設維持管理業務」という。)の委託、物品の買入れ及び売払い(不用品の処分に限る。以下同じ。)、広告代理、イベント、車両運行管理、映画・ビデオ制作、運送、給食、総務事務、<u>工事に係るものを除く調査及び検査</u>(以下「一般業務」という。)の委託、県営林生産素材の売払い並びに森林整備工事の請負、庁舎等の警備、清掃、廃棄物処理、設備保守管理及びねずみ・昆虫防除(以下「管理業務」という。)の委託に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。</p> <p>第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格 1～6 (略) (資格の有効期間) 7 4の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。 (1) 定期の資格審査の場合 <u>定期の資格審査の申請を受け付けた年度の翌年度の4月1日</u> (2) (1)以外の資格審査の場合 <u>当該資格が認定された月の翌月1日</u> (認定結果の公表) 8 知事は、資格を認定したときは、<u>その結果を静岡県建設工事入札参加資格者名簿に登載し、静岡県ホームページで公表する。</u> 9 (略) (資格審査の特例) 10 再審査申請書等を提出した者の資格の認定及び格付、<u>認定結果の公表</u>については、<u>4、5及び8の規定を準用する。</u>この場合におい</p>

る。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「再審査申請書等」と読み替えるものとする。

11～13 (略)

第2 物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格及び一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

1～3 (略)

(添付書類)

4 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法人にあつては登記簿謄本、個人にあつては知事が別に定める誓約書

(5)～(8) (略)

5～7 (略)

(変更の届出)

8 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに入札参加資格登録内容変更届等を提出するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 法人にあつては代表者の役職名及び氏名、個人にあつては代表者の氏名

(4) (略)

(5) 電話番号

(6)～(8) (略)

9 (略)

第3 県営林生産素材の売払いに係る競争入札参加者に必要な資格

1～4 (略)

(添付書類)

5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 1の(2)の規定に該当する場合 法第5条第3項の規定による計画認定書の写し

(2) 1の(3)の規定に該当する場合 当該営業に係る売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し

(3) その他知事が指示する書類

6～7 (略)

(通知)

8 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

て、4中「申請書等」とあるのは、「再審査申請書等」と読み替えるものとする。資格の有効期間については、当該資格が認定された日の翌日から、次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

11～13 (略)

第2 物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格及び一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

1～3 (略)

(添付書類)

4 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法人にあつては履歴事項全部証明書

(5)～(8) (略)

5～7 (略)

(変更の届出)

8 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに入札参加資格登録内容変更届等を提出するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 代表者の氏名

(4) (略)

(5) 電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス

(6)～(8) (略)

9 (略)

第3 県営林生産素材の売払いに係る競争入札参加者に必要な資格

1～4 (略)

(添付書類)

5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 1の(3)の規定に該当する場合 当該営業に係る売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し

(2) その他知事が指示する書類

6～7 (略)

(認定結果の公表)

8 知事は、資格を認定したときは、その結果を県営林生産素材売払い入札参加資格認定者名簿に登載し、静岡県ホームページで公表す

(資格の認定の取消し等)

9 知事は、施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

第4 建設関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

1～5 (略)

(資格の有効期間)

6 5の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(1) 定期の資格審査の場合

7に規定する通知で知事が定める日

(2) (1)以外の資格審査の場合

当該資格が認定された日の翌日

(通知)

7 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

る。

(廃業等の届出)

9 資格の認定を受けた者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

(3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

10 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに入札参加資格認定事項変更届出書等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(1) 商号又は名称

(2) 住所及び電話番号

(3) 代表者

(資格の認定の取消し等)

11 知事は、施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

第4 建設関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

1～5 (略)

(資格の有効期間)

6 5の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(1) 定期の資格審査の場合

定期の資格審査の申請を受け付けた年度の翌年度の4月1日

(2) (1)以外の資格審査の場合

当該資格が認定された月の翌月1日

(認定結果の公表)

7 知事は、資格を認定したときは、その結果を静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登載し、静岡県ホームページで公表する。

8 (略)

(資格審査の特例)

9 再審査申請書等を提出した者に資格の認定、資格の有効期間及び認定の通知については、5、6及び7の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは、「再審査申請書等」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

第5 土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

1～4 (略)

(資格の有効期間)

5 4の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(1) 定期の資格審査の場合

6に規定する通知で知事が定める日

(2) (1)以外の資格審査の場合

当該資格が認定された日の翌日

(通知)

6 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

7～9 (略)

第6 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

1～4 (略)

(添付書類)

5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 認定事業体にあつては林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項に規定する認定を受けたことを証する書類、認定事業体に準ずる者として知事が認めるものにあつては認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類

(2)～(5) (略)

(6) 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては身分(身元)証明書及び印鑑証明書

(7)～(9) (略)

8 (略)

(資格審査の特例)

9 再審査申請書等を提出した者の資格の認定及び認定結果の公表については、5及び7の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは、「再審査申請書等」と読み替えるものとする。資格の有効期間については、当該資格が認定された日の翌日から、次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

10～12 (略)

第5 土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

1～4 (略)

(資格の有効期間)

5 4の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(1) 定期の資格審査の場合

定期の資格審査の申請を受け付けた年度の翌年度の4月1日

(2) (1)以外の資格審査の場合

当該資格が認定された月の翌月1日

(認定結果の公表)

6 知事は、資格を認定したときは、その結果を静岡県土木施設維持管理業務の委託に係る入札参加資格者名簿に登載し、静岡県ホームページで公表する。

7～9 (略)

第6 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

1～4 (略)

(添付書類)

5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 認定事業体に準ずる者として知事が認めるものにあつては認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類

(2)～(5) (略)

(6) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては身分(身元)証明書

(7)～(9) (略)

(通知及び名簿登載)

6 知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知し、森林整備工事入札参加資格者名簿に登載する。

7 (略)

(資格の認定の取消し等)

8 知事は、施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

第7 (略)

(認定結果の公表)

6 知事は、資格を認定したときは、その結果を静岡県森林整備工事入札参加資格者名簿に登載し、静岡県ホームページで公表する。

7 (略)

(廃業等の届出)

8 資格の認定を受けた者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

(3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

9 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに森林整備工事入札参加資格審査申請書等記載事項変更届出書等を提出するものとする。

(1) 商号又は名称

(2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス

(3) 法人にあつては代表者の役職名及び氏名、個人にあつては代表者の氏名

(4) 組織(有限会社から株式会社への変更等)  
(資格の認定の取消し等)

10 知事は、施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

第7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和7年3月14日告示第177号)

この告示は、公示の日から施行する。